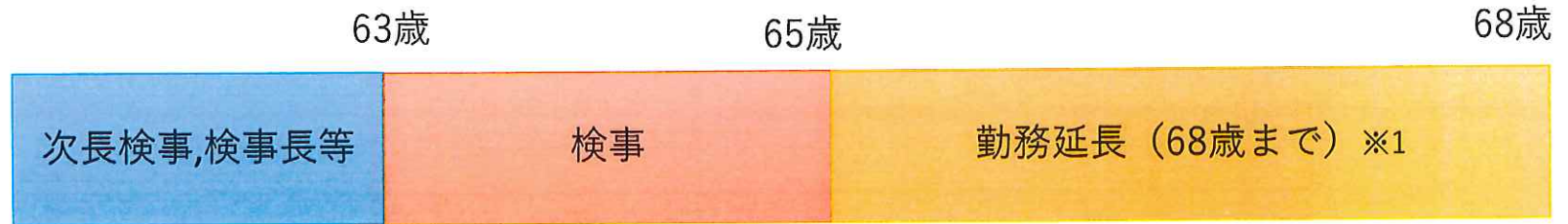


# 検察官の勤務延長について

令和2年4月16日  
法務省

## 次長検事，検事長等

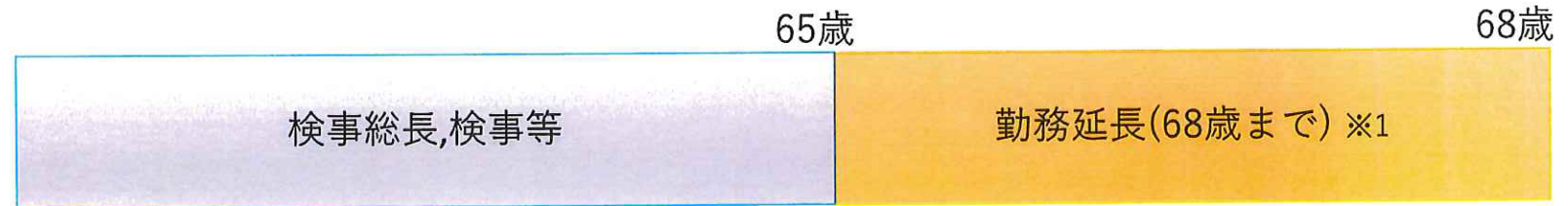
検察官の役降り  
→ 勤務延長



検察官の役降りの  
特例 → 勤務延長



## 検事総長 検事，副検事



- ※1 定年に達した日の翌日から起算して1年を超えない範囲内(最長で,定年に達した日の翌日から起算して3年)
- ※2 原則63歳で役降り。特例が適用される場合, 63歳に達した日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で, 引き続き次長検事,検事長等の職を占めたまま勤務(最長で,定年に達する日まで)
- ※3 次長検事,検事長等の職を占めたまま定年に達した場合,定年に達した日の翌日から起算して1年を超えない範囲内(最長で,63歳に達した日の翌日から起算して3年)

出典：法務省作成資料

令和2年5月13日(水) 衆議院 内閣委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム)